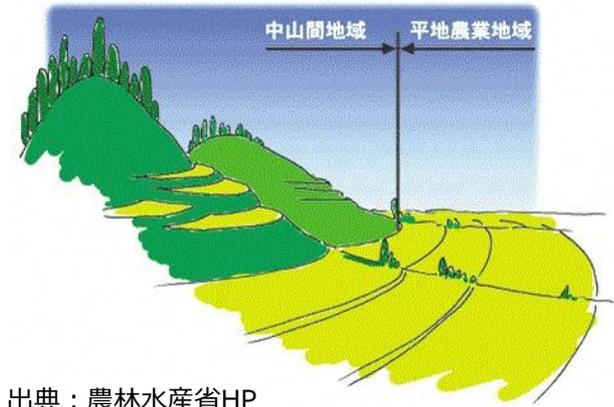


(1) 中山間地域とは

中山間地域とは、「平地の周辺部から山間地までのまとまった平坦な耕地の少ない地域」をいいます。

一般的に、地形は、平野から山に向かって、平地→中間地→山間地と変化していきます。この中間地と山間地を合わせて中山間地域と呼んでいます。



出典：農林水産省HP

(2) 市の中山間地域

① 県条例における中山間地域の定義

県条例では、第2条において「過疎・中山間地域」を次のように定めています。

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成17年福島県条例第68号）（一部抜粋）

第2条 この条例において、「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項、同法第41条から第43条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域

市の中山間地域

② 市の中山間地域

市の中山間地域は、県条例第2条で定める「過疎・中山間地域」のうち、第1号及び第2号が該当します。なお、遠野、三和、田人及び川前地区は、全域が「中山間地域」となります。

地区名		字	旧村名	県条例 第2条第1号	県条例 第2条第2号
勿来	川部町	全域	旧川部村		○
	沼部町	全域			○
	三沢町	全域			○
	山玉町	全域			○
	瀬戸町	全域			○
内郷	内郷高野町	全域	旧箕輪村		○
四倉	四倉町	八莖、上岡、駒込、上柳生、下柳生、薬王寺、山田小湊、玉山、中島、戸田、白岩	旧大野村		○
遠野	遠野町	上遠野、深山田、滝、根岸	旧上遠野村		○
		入遠野、上根本、大平	旧入遠野村	○	○
小川	小川町	福岡、上小川	旧上小川村		○
好間	好間町	榊小屋、大利	旧箕輪村		○
三和	三和町	合戸、渡戸、上永井、下永井	旧永戸村		○
		上市萱、下市萱、中寺	旧沢渡村	○	○
		上三坂、中三坂、下三坂、差塩	旧三坂村	○	○
田人	田人町	旅人、南大平、黒田、荷路夫、貝泊、石住	旧田人村	○	○
川前	川前町	川前、上桶売、下桶売、小白井	旧川前村	○	○
久之浜・大久	大久町	大久、小久、小山田	旧大久村		○

市の中山間地域の面積（801.74km²）は、市の面積（1232.26km²）の約65%

市の中山間地域の人口（18,134人）は、市の人口（326,684人）の約6% 出典：いわき市の人口（令和4年4月1日現在）

※県要綱では、「農林統計に用いる地域区分の制定について」における中間農業地域又は山間農業地域も該当。